

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村敬

専第 47 号

工事請負契約の変更について

令和5年12月熊本県議会定例会において議決された津口・芝口一期地区水利施設等保全高度化事業第2号工事請負契約のうち、契約金額「830,500,000円」を「858,915,839円」に変更することとする。

令和6年12月24日専決

熊本県知事 木村敬